

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 31 日 (火) 第 93 号 の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)
ページ

規 則	
○鹿 児 島 県 立 短 期 大 学 学 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (※)	(学 事 法 制 課 取 扱 い) 1
告 示	
○非 常 勤 職 員 の 報 酬 の 支 給 日 の 一 部 改 正 (※)	(人 事 課 取 扱 い) 1
○非 常 勤 職 員 の う ち , 報 酬 の 額 に つ い て 知 事 が 定 め る も の の 額 の 一 部 改 正 (※)	(人 事 課 取 扱 い) 2
○公 共 用 地 の 取 得 に 伴 う 損 失 補 償 基 準 の 一 部 を 改 正 す る 告 示 (※)	(監 理 課 取 扱 い) 3
公 安 委 員 会 告 示	
○遊 技 機 の 型 式 の 検 定 の 告 示	(生 活 安 全 企 画 課 取 扱 い) 4

規 則

鹿 児 島 県 立 短 期 大 学 学 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 規 則 第 26 号

鹿 児 島 県 立 短 期 大 学 学 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鹿 児 島 県 立 短 期 大 学 学 則 (平 成 6 年 鹿 児 島 県 規 則 第 66 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。
別 表 第 1 の 2 (1) の 表 中 「有 機 化 学 概 論」 を 「化 学 概 論」 に 改 め , 別 表 第 1 の 2 (2) の 表 中

物理の世界	2	」を に改める。
物理の世界 生物の科学	2 2	

附 則

- この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の日前から引き続き在学している者に係る授業科目並びにその単位数及び履修方法については、改正後の鹿 児 島 県 立 短 期 大 学 学 則 別 表 第 1 の 規 定 に か か わ ら ず , な お 従 前 の 例 に よ る。

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 375 号

昭 和 62 年 4 月 1 日 鹿 児 島 県 告 示 第 629 号 (非 常 勤 職 員 の 報 酬 の 支 給 日) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 し , 令 和 2 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

令 和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

表 を 次 の よう に 改 め る。

区	分	支 給 日
---	---	-------

統計調査員	翌月20日又は調査の終わった月の翌月20日
精神保健福祉相談医	精神保健診察結果報告書を受理した日から起算して20日を経過する日

鹿児島県告示第376号

平成17年3月29日鹿児島県告示第497号（非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

鹿児島県知事 三反園訓

表を次のように改める。

区 分		報 酬 額	
総務部	かごしま県民交流センター館長	月額 550,000円以内	
	行政不服審査会委員	会長	日額 20,000円以内
		委員	日額 17,000円以内
	情報公開・個人情報保護審査会委員	会長	日額 20,000円以内
		委員	日額 17,000円以内
歴史・美術センター黎明館館長	月額 600,000円以内		
企画部	鹿児島県地方創生担当特別顧問	月額 100,000円以内	
	統計調査員	日額 7,250円以内	
P R ・ 観光戦略部	海外広報官	月額 100,000円以内	
環境林務部	鹿児島県管理型処分場整備特別顧問	月額 100,000円以内	
	公害健康被害診療報酬審査委員	日額 8,350円以内	
	公害健康被害認定審査会委員	会長	日額 57,200円以内
		副会長	日額 54,900円以内
		委員	日額 52,600円以内
	公害審査会委員	あっせん委員	日額 20,000円以内
		調停委員	日額 20,000円以内
		仲裁委員	日額 20,000円以内
公害紛争処理専門調査委員	日額 11,070円以内		
水俣病検診専門委員	日額 40,000円以内		
くらし保健福祉部	鹿児島県地域医師育成特別顧問	月額 100,000円以内	
	後期高齢者医療制度専門員	月額 437,000円以内	
	児童相談所法務専門員	日額 15,000円以内	
	精神保健福祉相談医	日額 13,570円以内	
	難病相談・支援センター所長	日額 22,500円以内	
	発達障害者支援アドバイザー	日額 12,700円以内	
	保険医療専門医	日額 18,650円以内	
危機管理防災局	国民保護協議会幹事	日額 4,950円以内	
	防災会議幹事	日額 4,950円以内	
出納局	政府調達苦情検討委員会委員	委員長	日額 20,000円以内
		委員	日額 17,000円以内
教育委員会	鹿児島県立図書館館長	月額 300,000円以内	
	学校医	日額 20,900円以内	
	学校薬剤師	日額 15,600円以内	
	教育職員健康診断検査諮問委員	日額 9,900円以内	
	教員適性検査問題作成委員	日額 9,900円以内	

	教科用図書選定審議会専門調査員	日額 9,900円以内
	高等学校入学者選抜学力検査問題作成委員	日額 9,900円以内
	文化財保護指導委員	月額 6,730円以内
選挙管理委員会	選挙長	日額 10,800円以内
	選挙分会長	日額 10,800円以内
	選挙立会人	日額 8,900円以内
労働委員会	特別調整委員	日額 8,800円以内
	あっせん員	日額 8,800円以内
収用委員会	あっせん委員	日額 11,000円以内
	仲裁委員	日額 11,000円以内
各部・各種委員会共通	参与	月額 100,000円以内
	試験委員	日額 9,900円以内
	試験監督員	日額 6,250円以内
	嘱託医	月額94,990円以内又は日額13,570円以内
	法律顧問	月額 165,000円以内
前各項に定めのない附属機関の構成員	附属機関の長	日額 11,100円以内
	附属機関のその他の構成員	日額 9,900円以内

鹿児島県告示第377号

公共用地の取得に伴う損失補償基準の一部を改正する告示を次のように定めた。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

公共用地の取得に伴う損失補償基準の一部を改正する告示

公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和39年鹿児島県告示第130号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「から第30条まで」を「, 第29条, 第30条」に改め, 同条に次の1項を加える。

3 次条の規定による補償をする場合における第1項の規定により建物の所有者に補償する当該建物の移転料の額は, 同項の費用の額から次条の規定により算定した額を控除した額とする。

第28条の次に次の1条を加える。

（配偶者居住権を有する者に対する建物の移転に係る補償）

第28条の2 土地等の取得又は土地等の使用に係る土地にある建物が配偶者居住権の目的となっている場合において, 当該建物の移転に伴い, 当該配偶者居住権が消滅するものと認められるときは, 当該配偶者居住権がない場合における当該建物の価格から当該配偶者居住権がある場合における当該建物の価格を控除した額を当該配偶者居住権を有する者に対して補償するものとする。この場合において, 前条第1項後段の規定により補償することとなった建物が配偶者居住権の目的となっている場合についても, 同様とする。

第37条第2項中「及び借家人」を「, 借家人及び配偶者居住権を有する者」に改める。

附 則

1 この告示は, 令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行の際現に土地等の権利者等と損失の補償等について協議中の事項については, なお従前の例によることができる。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第37号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 3 月 31 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P おばけらんど怪 G L	株式会社ソフィア	9P1616
ぱちんこ遊技機	P おばけらんど怪 G L S	株式会社ソフィア	0P0075
ぱちんこ遊技機	P エウレカセブンハイエボゼロ G E J A	株式会社銀座	0P0057
ぱちんこ遊技機	P フィーバーバイオハザード 2 T	株式会社三共	9P1452
ぱちんこ遊技機	P A フィーバーバイオハザード 2 Y	株式会社三共	9P1693
ぱちんこ遊技機	P フィーバー真花月 2 S	株式会社三共	0P0032